

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

建設業法の改正により、建設業者は、その請け負う工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでにこれらの情報を発注者に通知しなければならないとされました。

これを踏まえ、本市では次のとおり取扱いますので、お知らせします。

○対象工事

全ての建設工事

○通知内容

工期又は請負代金に影響を及ぼすもので、天災その他不可抗力により生じる次に掲げる事象が発生するおそれがあるときは、当該事象の把握のため必要な情報（根拠情報）※1と併せて通知してください。

- ・ 主要※2な資機材の供給の不足もしくは遅延又は資機材の価格の高騰

（建設業法施行規則第13条の14第2項第1号）

（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

（建設業法施行規則第13条の14第2項第2号）

（例）〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

※1 落札者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成された一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された内訳明示のある見積書等に裏付けられた情報を用いる必要があります。

（一の資材業者の“口頭”のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は根拠情報から除かれます。）

※2 「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的又は使用頻度的に大半を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断します。

○通知の時期・方法

落札決定通知日から契約締結日までの間に、別記様式による通知書を提出してください。（契約書と同時の提出でも構いません）

<提出先>

- ・入札案件……南あわじ市総務企画部財務課契約係
- ・随意契約案件……発注担当課

○その他

- ・当該事象発生のおそれが認められない場合は、提出の必要はありません。
- ・本通知の提出により契約変更が約束されるものではありません。
- ・本通知書を提出していない場合であっても、従前どおり契約変更等について協議することは可能です。

○適用年月日

令和7年2月1日以降に契約締結する建設工事から適用します。

(この件に関する問い合わせ先)
南あわじ市 総務企画部財務課 契約係
TEL 0799-43-5210
FAX 0799-43-5310